

一般社団法人神奈川県剣道連盟 審判委員会規則

(設置目的)

第1条 本法人において管轄する試合における審判の質の向上をはかり、試合内容の向上、ひいては斯道の質の向上をはかるために審判委員会を設置する。

(所掌)

第2条 本委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 審判法の研究
- (2) 審判法講習会の年間計画立案
- (3) 大会における審判主任及び審判員を会長より委任を受け選定する。
 - ・審判長、副審判長は幹部会議決裁事項とする
 - ・県女子剣道大会、県母子大会については総務委員会女子部会と緊密に連携をとりつつ、計画する。
 - ・審判法講習会における講師の配置計画
- (4) 本委員会に関する予算案の作成
- (5) (2)項より(4)項までを幹部会議へ報告し、承認を得たのち、決定とする
- (6) 審判長との事前検討
- (7) 管轄事業終了後の検討と検討内容を含む事業記録の作成
- (8) 前項の記録は委員会記録とともに保存する

(委員)

第3条 委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名(うち1名は幹事兼任)

第4条 委員長は幹部会議の議を経て会長が選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

2 委員は委員長が会長と相談の上、会員より選任し、理事会の承認を受け、会長が委嘱する。

3 委員長は会長と相談の上、副委員長を置くことができる。委員の中より選考する。

4 副委員長は理事とする。任命は他の執行部理事と同様とする。

5 委員長、副委員長の解任は理事解任方法による。

6 委員長、副委員長以外の委員解任は理事会の了承を得て会長がおこなうことができる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 委員長は各委員会、事務局に対し、必要な資料等の提出を求めることができる。
- 5 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、会長と相談の上、委員会において定める。

(事務局の協力体制)

第7条 次の事項については事務局の協力を得る。

- (1) 決定された審判員への周知
- (2) 年度毎の審判担当者の記録保存
- (3) その他委員長の要望事項

(議事録)

第8条 議事録の作成は幹事が担当する。

- 2 議事録には別表事項につき記載する。
- 3 議事録は作成時に出席者全員の確認を得なければならない。
- 4 議事録作成後ただちに会長、専務理事、事務局長あてに電子的に送付しなければならない。
- 5 専務理事は議事録を幹部会議メンバーに周知する。
- 6 事務局長は送付された議事録を電子的に10年間保存する。
- 7 議事録要旨を理事会において報告するほか、本法人 HP に公開しなければならない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(別表)議事録記載事項

- (1) 委員会開催日時、場所および出席者全員の氏名。
- (2) 議事事項、経過の要領及びその結果。
- (3) 決議を要した事項について、およびその結果。
- (4) その他特に詳細な記載が必要と議長が判断した事項。
- (5) 議事録作成者氏名

附 則

この規則は、令和7年4月1日より施行する。